



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

事務所通信・スターダスト 2012年7月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

1 通信送付のご挨拶

謹啓 盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、6月が終わり今年も半分が過ぎました。正月に掲げた目標がどの程度達成できたかを振り返ってみました。その内容は伏せますが、3つの目標のうち2つはクリアできていると感じました。お客様をはじめ、ご支援いただいている方々のお陰であると思っております。あらためて感謝いたします。

この夏を乗り越え充実した一年をお過ごしくださるようお祈り申し上げます。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) NPO 千葉県成年後見支援センターの平成 24 年度通常総会に参加いたしました。

6月23日午後1時30分から、千葉県教育会館本館でNPO 千葉県成年後見支援センターの平成24年度通常総会が開催されました。昨年途中に入会した私にとって初めての出席になりました。当日は熊谷俊人千葉市長にご来場、ご挨拶をいただき、当NPO、成年後見、重点的な福祉への関心の高さを伺うことができました。

当NPOは平成19年6月に設立され、5年目を迎えました。行政の協力を得て県内各地で相談会やセミナーを実施し、市民の皆様への啓発を行ってきました。具体的に100件を超す法定後見人等の受任をしています。行政書士が組織する成年後見団体で全国2位の受任数だということです。

私は、本年度より当NPOの研修委員会の研修委員を務めることになりました。研修会のお世話役を勤めながら、後見受任を将来的に行うためにも研鑽をつみたいと考えております。市川公民館で2ヶ月に一度行われる市民相談会にも参加して参ります。



(2) ザ・タワーズウエスト管理組合通常総会に参加いたしました

24日午後、当事務所マンションのザ・タワーズウエストの住宅及び全体管理組合の平成24年度通常総会に参加しました。私は住宅管理組合副理事長として24年度事業計画等について説明を行いました。24年度も引き続き理事を務め、理事長に就任する予定となっております。商店会とのコラボも含め、積極的にコミュニティ形成を行なっていく予定です。



(3) 「市期一会」に参加しました！

30日、市川商工会議所青年部が主催する街おこしを目的とした定例会に参加しました。「第1回市期一会 in 本八幡- 市川最大級！街おこし！」と銘打ったイベントで、商店街を食べ歩き、同じ地域の人と出会い地域の「絆」を深めるために、地元食材をテーマにしたメニューを盛り込んだ飲み放題食べ放題を提供しました。青年部の一員として当日係員としてご案内を行いました。ご来場の皆様ありがとうございました。

(4) 青色防犯パトロールに参加しました

29日の夕刻に、市川市内で青色防犯パトロールを行なってまいりました。市川商工会議所青年部が行う当パトロールは、警察の認定を受けた青色回転灯を装着した自動車で定期的に行なっているもので、3月に引き続き本年2回目の参加をして参りました。少しずつでも地元市川を安全で住みやすい街にしていきたいと思っております。

3 業務インフォメーション

1 7月9日(月)より新しい在留管理制度がスタートします。

6月12日、砂防会館において日本行政書士会連合会が主催する「新しい在留管理制度に関する実務研修会」に参加しました。7月9日よりスタートする新しい在留管理制度について、ビザ申請等の業務を行うためには必須の知識を習得してきました。法務省入国管理局の審査指導官や東京入管の統括審査官による「実務の取り扱い」について学んで参りました。また総務省外国人住民代表室の課長補佐による外国人住民の住民基本台帳制度について講義を受けました。今般の改正のポイントは下記の4つです・

- ・「在留カード」が交付されます(中長期の在留者についてカードによる情報管理がなされます)
- ・在留期間が最長5年になります(従来3年)
- ・再入国許可の制度が変わります(みなし再入国制度が始まります)
- ・外国人登録制度が廃止されます(区市町村は住民票による管理になります)

(中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は一定の期間「在留カード」とみなされますので、すぐに切り替えをする必要はございません)

また、19日に千葉県国際交流センターでの「在留管理制度説明会」にも参加いたしました。具体的な申請書書式、審査基準等未だ不明の点がありますが、新制度の概要は定まりました。制度改正当初は混乱を来す可能性があります。こうした制度改正についてのご質問、ご相談がございましたら当事務所にお問い合わせ下さい。

2 県内3箇所のナンバーセンターと出張封印取付作業代行実施契約を締結しました

5月に行われた千葉県行政書士会の出張封印取付作業代行者研修を受け、会長により推薦状を発行していただき、6月4日、一般社団法人関東陸運振興センター(ナンバーセンター)の習志野支部長および野田支部長と「出張封印取付作業代行実施契約書」を締結いたしました。5日には千葉支部長と同契約を締結しました。出張封印とは、申請者の車の保管場所等に向いて自動車登録番号標(ナンバープレート)への封印の取付作業を行うことをいいます。

当事務所に出張封印のご依頼がございましたら、対応可能となりましたのでお声がけ下さい。

3 個人事業者等の方の「転ばぬ先の杖契約書」を格安で作成します

個人でお店、サロン、学習塾、パソコン教室を営むみなさま、取引先や業務提携先ときちんと文書にした契約を結んでいますでしょうか。当事務所では各種サービスに応じ柔軟にカスタマイズをした「転ばぬ先の杖契約書」を¥5,000(税別)から作成しております。ご相談ございましたら、いつでも出張してお伺いいたします。お気軽にまずはお問い合わせください。口約束ではいざというときのトラブルのもとになりますよ。

4 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。決算変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239